

指定管理者による業務の第三者への委託に係るマニュアル等の不備について

対象受検機関：財務部行政改革課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>1 指定管理者制度とは 指定管理者制度は、公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、地方公共団体が自ら管理するよりも住民サービスの質の向上を一層図っていくことで、施設の設置の目的を効果的、効率的に達成するため、平成15年に設けられた制度である。</p> <p>2 指定管理者による業務の第三者への委託の取扱いについて (1) 指定管理者による業務の第三者への委託について、「公の施設の指定管理者制度に係る運用マニュアル」(以下「運用マニュアル」という。)及び「指定管理者制度Q&A」(以下「Q&A」という。)では以下のとおり記載されている。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【公の施設の指定管理者制度に係る運用マニュアル(抜粋)】 なお、業務内容の全部または主要な部分を、第三者に対して、委託し、または請け負わせることはできません。 また、再委託を行う場合には、あらかじめ書面により府の承諾を得ることが必要です。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【指定管理者制度Q&A(抜粋)】 契約書のひな型にも規定していますが、指定管理者が業務の再委託を行う場合、書面による府の承諾が必要となります。(中略)指定管理者が業務の再委託を行う場合には、必ず書面による承諾を行ってください。また、管理運営状況の点検等の機会などもとらえ、指定管理者が府の承認を得ずに業務の再委託を行っているケースがないか、確認を行ってください。あわせて、再委託を行う場合には、書面による府の承諾が必要である旨、指定管理者への周知・徹底もお願いします。</p> </div> <p>(2) 一方、府営住宅の管理運営業務の指定管理において、府営住宅の維持及び補修に関する業務を書面による事前承諾なしで第三者へ委託している事例があり、指定管理者が自ら実施できない業務(エレベータや電気機器等の保守業務)を第三者に委託する場合は、府による承諾は必要がないという運用が行われている。行政改革課もこのような運用は指定管理者制度の趣旨を踏まえたものであり、また、総務省からの通知にも反していないことから問題がないものとしている。</p>	<p>1 運用マニュアル及びQ&Aでは、指定管理者が第三者への委託を行う場合には書面による承諾が必要と記載されており、例外についての記載はない。 一方、現場では、一部の業務に関しては承諾そのものが必要ないという運用を行っているケースがみられる。</p> <p>2 現場での運用については、指定管理者制度の趣旨を踏まえ、行政改革課も問題ないものとしているが、第三者への委託が可能な業務や、書面による事前承諾が不要な業務の範囲についての統一的な考え方は示されていない。</p>	<p>指定管理者から第三者への業務の委託について考え方を整理した上で、運用マニュアル及びQ&Aにおいて、第三者への委託が可能な業務の範囲や書面による事前承諾が必要な業務の範囲を明確にし、各施設所管課において統一的な運用が行われるよう周知徹底されたい。</p>

【地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）（抜粋）】
清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、法律の規定に基づいて指定管理者を指定することとした今回の制度の趣旨にかんがみれば、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであること。

措置の内容

第三者への委託が可能な業務の範囲や書面による事前承諾が必要な業務の範囲について見解の統一を図るため、公の施設の指定管理者制度に係る運用マニュアル及び指定管理者制度Q&Aの改訂を行うとともに、指定管理者制度説明会を通じて各施設所管課への周知を行った。

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年6月18日から同年7月23日まで）